

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

瑞浪市は、岐阜県南東部、濃尾平野の北東端に位置し、東は恵那市、西は御嵩町、土岐市、南は愛知県（豊田市）、北は八百津町に隣接している。

また、県庁所在地の岐阜市、中部経済圏の中心である名古屋市へは、いずれも直線で約40kmの距離に位置している。

市域は、東西14.3km、南北20.7kmに広がり、総面積は174.86km²となっている。



(※出典：瑞浪市統計書)

瑞浪市は、市の北部には木曾川が、中心部には土岐川が流れ、市域の70%を山林が占める等、緑豊かな自然環境を有している。

中央部の平坦な地に市街地が形成されている一方、市の北部と南部に山地がある。

また、南部では、北東から南東方向に走る屏風山断層によって急な崖が見られる。

陶地区は、山地内の小盆地で、南側に恵那山断層が走っている。

最高地は土岐町の屏風山(794m)、最低地は和合町の土岐川(140m)となっている。

さらに、瑞浪地域全体の地質を見ると、固い基盤岩の上によく固結した瑞浪層群の堆積岩が広

く分布した地層であり、比較的安定した地盤の上にある地域といえる。

瑞浪市は、1年を通して四季に恵まれた地域であり、令和元年の平均気温は15.6℃で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、1月から2月は5℃以下になる。

令和元年の年間降水量は約1,600mmで、夏から秋にかけての降水量が多くなっている。

1. 風水害

瑞浪市においては、これまでも台風・豪雨にともなって、市内を流れる土岐川、日吉川等で水害が発生してきた。

近年の主要な洪水被害としては、以下のようなものがあげられる。

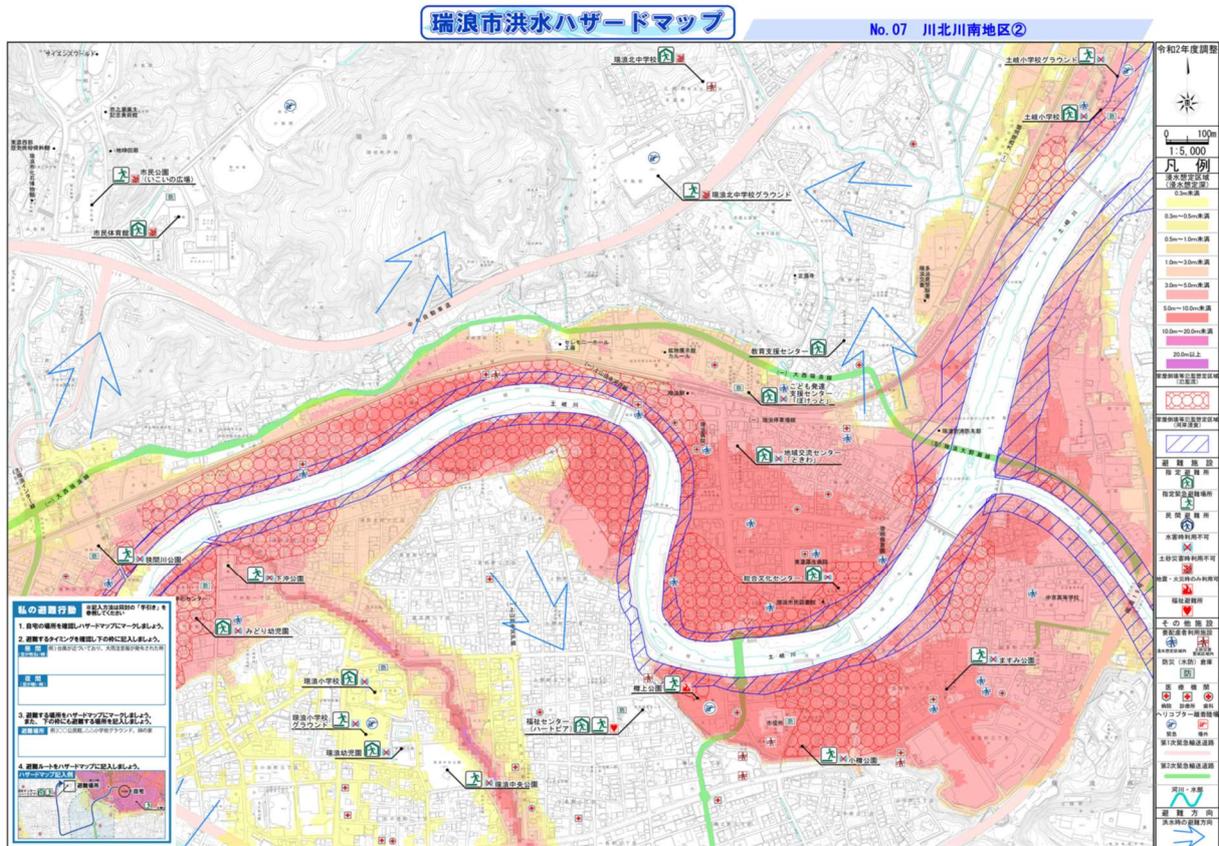
年月日	種別	被害概要
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風 (台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、 半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟
昭和47年 7月9～13日	47.7 豪雨	市内全域(主に陶町、稲津町)死者6人、重傷者3人 家屋全壊13棟、流失6棟、一部破損344棟 床上浸水142棟、床下浸水155棟
昭和58年 9月28日	台風10号	市内全域:家屋一部破損1棟、床上浸水10棟、 床下浸水81棟
平成元年 9月18～20日	台風22号	市内全域:家屋全壊1棟、半壊1棟、床上浸水21棟 床下浸水33棟
平成11年 6月30日	集中豪雨	市内全域:家屋半壊1棟、床上浸水2棟、 床下浸水12棟
平成22年 7月15日	豪雨	日吉地区:家屋一部損壊2棟、床上浸水2棟、 床下浸水3棟
平成23年 9月20～21日	台風15号	市内全域(主に日吉町)家屋床上浸水1棟、 床下浸水7棟、河川災害49箇所、農地被害27箇所
平成28年 9月20日	台風16号	市内全域:家屋床上浸水1棟、床下浸水8棟、 土砂流入1棟、道路被害34箇所、河川被害17箇所、 橋梁被害1箇所、農地等被害20箇所
平成29年 7月4日	台風3号	市内全域(主に陶町)住家床上浸水4棟、 住家床下浸水25棟、非住家被害3棟、 敷地内土砂流入2箇所、道路被害17箇所、 河川被害5箇所、農地等被害11箇所、山林被害2箇所
平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域:住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害 2箇所、農地等被害7箇所、山地(ため池)被害1箇所 、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害:住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟 道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所
令和2年 7月6～14日	7月豪雨	市内全域(主に日吉町、釜戸町、大湫町) 住家床上浸水1棟、住家一部損壊1棟、 倒木(県天然記念物)1箇所、道路被害2箇所、 農地等被害13箇所、学校施設等被害1箇所
令和3年 8月13～15日	豪雨	市内全域:住家床下浸水6棟、住家床上浸水3棟、道路 被害14箇所、土砂災害3件、河川法面崩壊12件

特に市の中心部を流れる土岐川は、岐阜県知事より「水位周知河川」の指定を受けており、破堤・越水はん濫の危険性があり、警戒が必要となっている。

中でも、佐々良木川合流点から小里川合流点までの区間（6.7 km）は、小里川合流点下流に比べて整備が進んでおらず、概ね10年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所がある。

また、小里川合流点から土岐市肥田町三共橋まで（6.45 km）の区間は、小里川ダムの完成等によって治水安全度は向上しているが、概ね30年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所がある。

想定する最大規模の降雨により土岐川が氾濫した場合、河川沿いの建築物は氾濫流により倒壊し、市中心部である寺河戸町や土岐町栄町・益見地区では、5 m以上の浸水が想定され、市行政施設、商店街や住宅地に大きな被害が発生するおそれがある。



※瑞浪市洪水ハザードマップ

(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1006576/index.html)

2. 土砂災害

瑞浪市では、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要がある。

警戒すべき土砂災害としては、主に土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりがあげられ、警戒すべき区間・箇所については、下記のとおり、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等や、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域が指定されている（瑞浪市土砂災害ハザードマップ参照）。

- ・土石流に起因する土砂災害警戒区域等 494箇所（うち土砂災害特別警戒区域 387箇所）
- ・急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 339箇所

(うち土砂災害特別警戒区域 336 箇所)

- ・地すべりに起因する地すべり危険箇所 1 箇所、地すべり防止区域 11 箇所
- 市域の約 70% を森林が占める中山間地域である本市では、避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、8 地区全てにある。市は、土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害発生の危険度が高まった場合、対象区域に避難指示を発令し避難を呼びかけるが、避難情報が発令されていない場合、キキクル（危険度分布）などを参考に、また、土砂災害の前兆現象に気づいたときなど、ためらわず、自主的に安全な場所に避難することを市民に啓発している。

※瑞浪市土砂災害ハザードマップ

(https://www.city.mizunami.lg.jp/bousai_saigai/hazardmap/1006576/index.html)

3. 地震災害

①海溝型地震

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれ、岐阜県近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ 100 年から 150 年に一度、繰り返し大規模な地震が発生してきた（東海地震、東南海地震、南海地震）。

しかし、東南海地震・南海地震の震源域で地震が発生してから約 70 年が経過する一方、東海地震の震源域については、前回発生（1854 年安政東海地震）以来、既に約 160 年が経過しているため、その海域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれている。

また、上記震源域を含む、駿河湾から九州東方沖に至る「南海トラフ」沿いの広い震源域が連動して発生する「南海トラフ巨大地震」も懸念されている。

平成 25 年 2 月に岐阜県防災課より発表された『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』によると、マグニチュード 9.0 クラスの「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、瑞浪市では震度 5 強～6 弱（震度 6 弱の地域に人口の 99% が居住）になると予測されている。

瑞浪市の被害は、「平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」によると、建物全壊 818 棟（液状化によるものを含む。）、半壊 2,243 棟、避難者数 4,365 名と想定されており、人的被害も多数発生すると想定されている。

②内陸直下型地震

内陸直下型地震は、内陸部にある活断層のずれによって発生する地震を指す。

内陸部の活断層による地震は、地震自体の規模が小さくても、震源が浅いため、都市直下で起きると大きな被害をもたらすことがある。

岐阜県は全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれているが、瑞浪市にも、地震の原因となり得る屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯が通過している。

岐阜県が平成 23 年から 25 年にかけて実施した『東海・東南海・南海地震等被害想定調査』、及び平成 29 年から 31 年にかけて実施した『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査』では、合わせて 7 つの断層帯を対象として内陸型地震の被害想定を行っている。

瑞浪市の場合、この 7 つの断層帯のうち屏風山・恵那山及び猿投山断層帯（中津川市から愛知県豊田市に及ぶ約 56 km の断層）を原因とする地震の影響が最も大きく、マグニチュード 7.7 クラスの地震が発生した場合に、震度が 6 弱～6 強（震度 6 強の地域に人口の 80% が、震度 6 弱の地域に人口の 20% が居住）になると予測されている。

瑞浪市の被害は、「平成 30 年度岐阜県内陸直下地震等被害想定調査」によると、建物全壊 3,206 棟（液状化によるものを含む。）、半壊 3,744 棟、避難者数 10,829 名と想定されており、人的被害も多数発生すると想定されている。

4. 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のようにワクチンが開発され多くの国民が接種し免疫を獲得したことで、予防効果や重症化を防ぐ効果はあるものの新たな変異株が次から次へと現れ、今後ワクチンが効かない可能性もある。

その場合、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあり、日常生活においてもこれまでの生活習慣や行動を変えなければならないほどのリスクがあると考えられる。

(2) 商工業の状況

市内は8地区（瑞浪、土岐、稲津、陶、明世、日吉、釜戸、大湫）に分けることができ各地区に事業者が点在している。

地場産業である陶磁器産業は、瑞浪市南部陶地区に多く存在していたが、近年安価な海外製品に押され、市内の陶磁器関係の事業所が減少している。

そこで、瑞浪市で生産している器の中で、品質・デザイン・技法を重視したワンランク上の付加価値の高い陶磁器製品を「みずなみ焼き」としてブランド確立に努めている。

また、瑞浪地区には瑞浪クリエイションパーク（工業団地）や、㈱アイシン瑞浪など大手企業の進出がみられる。

瑞浪市の事業所数

（平成28年6月1日現在）

業種	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	16	13
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
建設業	182	178
製造業	289	251
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	6	6
運輸業、郵便業	23	19
卸売業、小売業	457	308
金融業、保険業	25	22
不動産業、物品賃貸業	50	48
学術研究、専門・技術サービス業	55	46
宿泊業、飲食サービス業	237	166
生活関連サービス業、娯楽業	171	139
教育・学習支援業	45	35
医療、福祉	38	34
複合サービス業	10	8
サービス業<他に分類されないもの>	58	44
合計	1,662	1,317

（出典：「平成28年度経済センサス活動調査」を基に岐阜県が加工したものを参照）

(3) これまでの取り組み

1. 瑞浪市の取り組み

①地域防災計画等の策定

瑞浪市では地域防災計画等を策定しており、内容については下記に記載する。

種 類	内 容	策定年
瑞浪市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、瑞浪市防災会議が策定した、市の防災に関わる総合的な計画。瑞浪市及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮してハード、ソフト両面の対策を実施し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚と努力を促すことによって被害を最小限に軽減することを通じて、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。	平成25年 (全部改正) 令和3年 12月改訂
瑞浪市国土強靱化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、瑞浪市が策定した計画。 国や岐阜県の強靱化に関する施策と調和を図りながら、県内の市町村、民間事業者など関係機関とも連携し、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本市の強靱化に関する様々な分野の計画等の指針となる。	令和2年
瑞浪市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、国・岐阜県の行動計画における考え方や基準を踏まえ、瑞浪市が策定した行動計画。 新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講ずる。 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 2) 市民の生活及び経済に及ぼす影響を最小限にとどめる。	平成26年 令和2年 11月改訂

②防災訓練の実施

種 類	内 容	実施状況
瑞浪市総合防災訓練	防災関係機関や市民等と協力し、大規模地震の発生や土砂災害等を想定した総合的な防災訓練。 平成27年度まで毎年各地区単位で実施していたが、平成28年度より、小規模単位の防災訓練に移行し、総合防災訓練は、4～5年間隔で開催することとした。	直近：令和元年9月1日 訓練会場 730人参加 避難訓練4,560人参加
小規模防災訓練	平成28年度より、区・組、各種団体など小規模単位で地域の実情や要望に沿った防災訓練を、みずなみ防災会と連携し、実施している。	令和3年度実施回数28回 426人参加
瑞浪市防災リーダー養成講座	地域防災力の強化・向上のため、平成24年度より毎年開催し、災害に対する正しい技能と知識を持つ、防災リーダーを養成している。	令和4年7月現在 271人の防災リーダー・防災士を養成

③防災備品の備蓄

地域の防災拠点となるコミュニティーセンターや指定避難所となる小中学校などを中心に防災倉庫を設置し、救出・救助活動に必要な資機材を配備している。また、災害時には、多数の避難者が予想されることから、食料や飲料水、生活必需品についても備蓄している。

●主な備蓄品目

非常食、飲料水、毛布、簡易トイレ、土のう袋、ブルーシート、工具セット、スコップ、バール、のこぎり、担架、救急セット、など

2. 瑞浪商工会議所の取り組み

①損害保険への加入促進

ビジネス総合保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プラン、中小企業海外PL保険制度について各損害保険会社と業務提携し、パンフレットを用いて普及の促進を行っている。

②新型コロナウイルス感染症に伴う経営相談窓口の設置

③感染症対策・・・事務所、会議室、相談室等で使用

- ・マスク
- ・体温計（ガンタイプ1基、自立式2基）
- ・ハンド用消毒液（ボトルタイプ5本、電子タイプ3基）
- ・アクリル板（10枚）
- ・空気清浄機（2基）

④防災品の備蓄

- ・飲料水、救急箱、ブルーシート、スコップ、バール、のこぎり等

II 課題

（1）事業者の防災・減災対策について

小規模事業者の多くは、山積みする経営課題に日々対応せざるを得ない状況で自然災害や感染症への事前対策が遅れがちである。

瑞浪市では、防災・減災に対する問題意識が十分でなく関心が低いことと、ノウハウがなく具体的に何から取りかかればよいか分からない事業者が多い状況である。

感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

（2）瑞浪商工会議所の支援体制

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取り組みや「BCP（事業継続計画）」等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

（3）瑞浪市と瑞浪商工会議所の連携体制について

災害等の緊急時における連絡方法など、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。今後想定される自然災害や感染症対策に向けて連携体制の強化が必要である。

Ⅲ 目標

瑞浪市国土強靱化計画に基づき、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症に備えた事前防災や事後の早急な対応、復旧等の対策について、瑞浪市、瑞浪商工会議所が一体となって取り組むこととし、特に小規模事業者に対して、事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取り組みを行う。

(1) 事業継続力強化支援計画策定支援

小規模事業者に対して、巡回・窓口支援において自然災害や感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家との連携により事業者の事業計画策定支援をする。

目標件数

- ・事業継続力強化支援 巡回・窓口相談支援 年：20件
- ・事業者BCP策定セミナーの開催 年：1回
- ・事業者BCP作成支援事業者数 年：10事業者
- ・事業者BCP作成事業者数 年：5事業者

(2) 瑞浪商工会議所の支援体制

事業継続力強化支援を実施するにあたって、防災、減災対策に関する知識やノウハウ等を得るために、BCPセミナー等へ積極的に参加しスキルアップを図るとともに、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を身につける。

併せて、職員間において支援ノウハウを共有する。

(3) 災害発生時の対応について

災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、瑞浪市、瑞浪商工会議所との間における被害情報報告ルートやマニュアルの整備を行う。

瑞浪商工会議所のBCPを策定し、災害発生時に関係機関がスムーズに対応し、復興支援策を行うための体制を平時から構築する。

感染症の発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和4年10月1日 ～ 令和9年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・瑞浪市と瑞浪商工会議所の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(自然災害)

- ・巡回、窓口支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業休業への備え、損害保険の加入等について説明する。
- ・商工会議所会報誌や市広報、ホームページ等において国の施策の紹介やリスク対策の必要性、また事業者BCPに積極的に取り組んでいる小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP計画策定のセミナーや行政の施策、損害保険等の紹介を実施する。

(感染症)

- ・新型ウイルス感染症は、いつ、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する

2) 瑞浪商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年3月までに事業継続計画の作成を行う。

3) 関係団体等の連携

- ・専門家と連携し、会員事業所以外も対象とする啓発セミナーや損害保険の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・市内金融機関等へセミナーチラシや啓発ポスター等の掲示を依頼する。

4) フォローアップ

- ・事業者BCPの策定支援を行った事業者の進捗状況及び取り組み状況を確認する。
- ・瑞浪商工会議所と瑞浪市は、(仮称)瑞浪市事業継続力強化支援協議会を年1回開催し、状

況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害（マグニチュード7以上の地震）が発生したと仮定し、瑞浪商工会議所と瑞浪市、市内各関係機関との連携体制の確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

（自然災害）

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行い、出勤可否、家屋や道路の被害状況等を共有する。

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
瑞浪市経済部商工課	職員：発災後1時間以内、携帯電話、SNSにて確認
瑞浪商工会議所	職員：発災後1時間以内、携帯電話 正副会頭：3時間以内、携帯電話 常議員：3日以内、携帯電話

■安否確認の結果窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
瑞浪市経済部商工課	商工課長	商工政策係長
瑞浪商工会議所	事務局長	中小企業相談所長

（感染症）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、瑞浪市における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

（自然災害）

- ・瑞浪商工会議所と瑞浪市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

■被害状況の目安は以下を想定

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がほぼない	・目立った被害情報がない

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、瑞浪商工会議所と瑞浪市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期 間	間 隔
発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

(感染症)

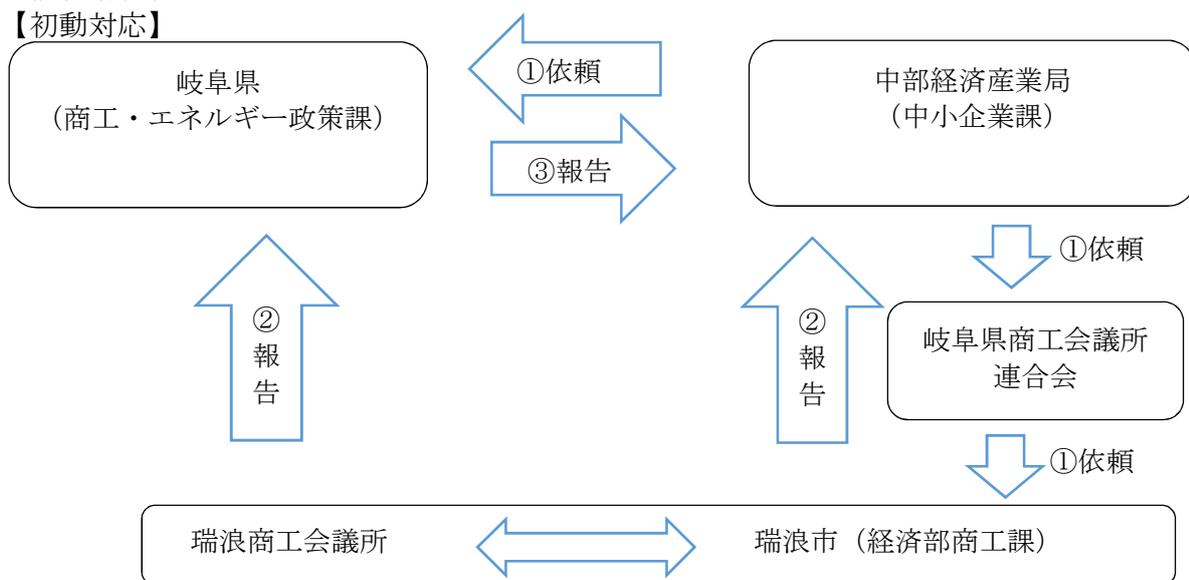
- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、瑞浪市が取りまとめた「瑞浪市新型インフルエンザ等行動計画」を踏まえ、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて制限等を決める。
- ・被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・共有した情報を、県の指定する方法にて、県の商工担当部署へ報告する。

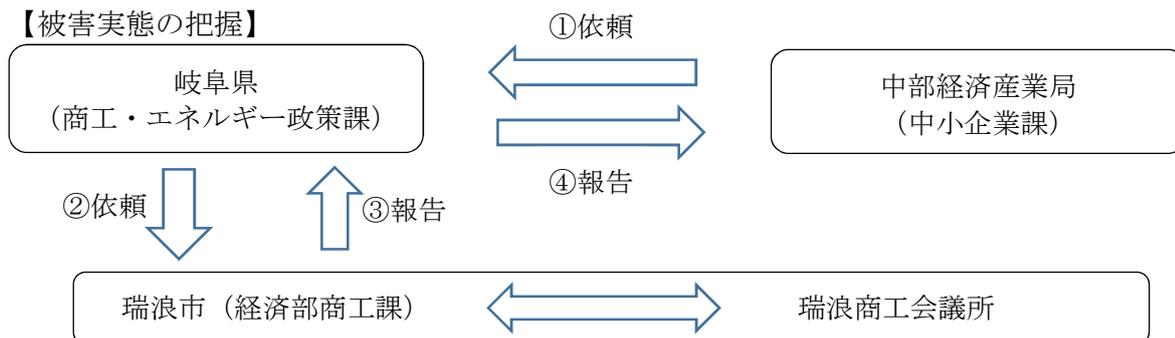
< 被害情報報告の流れ >

【初動対応】



1. 中部経済産業局（中小企業課）から岐阜県（商工・エネルギー政策課）、岐阜県商工会議所連合会を経由して依頼
2. 瑞浪市と情報共有しながら中部経済産業局（中小企業課）に報告するとともに、同時に岐阜県（商工・エネルギー政策課）に報告
 ※岐阜県（商工・エネルギー政策課）への報告は、メールの同時送信（CC）等により実施
 ※商工会議所の報告については、岐阜県商工会議所連合会を経由して報告
3. 岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告
 ※県の防災部局に集約されたその他の情報を集約

【被害実態の把握】



1. 中部経済産業局（中小企業課）から岐阜県（商工・エネルギー政策課）に依頼
2. 岐阜県（商工・エネルギー政策課）から瑞浪市に依頼
3. 瑞浪商工会議所の情報を岐阜県（商工・エネルギー政策課）に報告
4. 岐阜県（商工・エネルギー政策課）から中部経済産業局（中小企業課）に報告

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、瑞浪市と相談する。（瑞浪商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

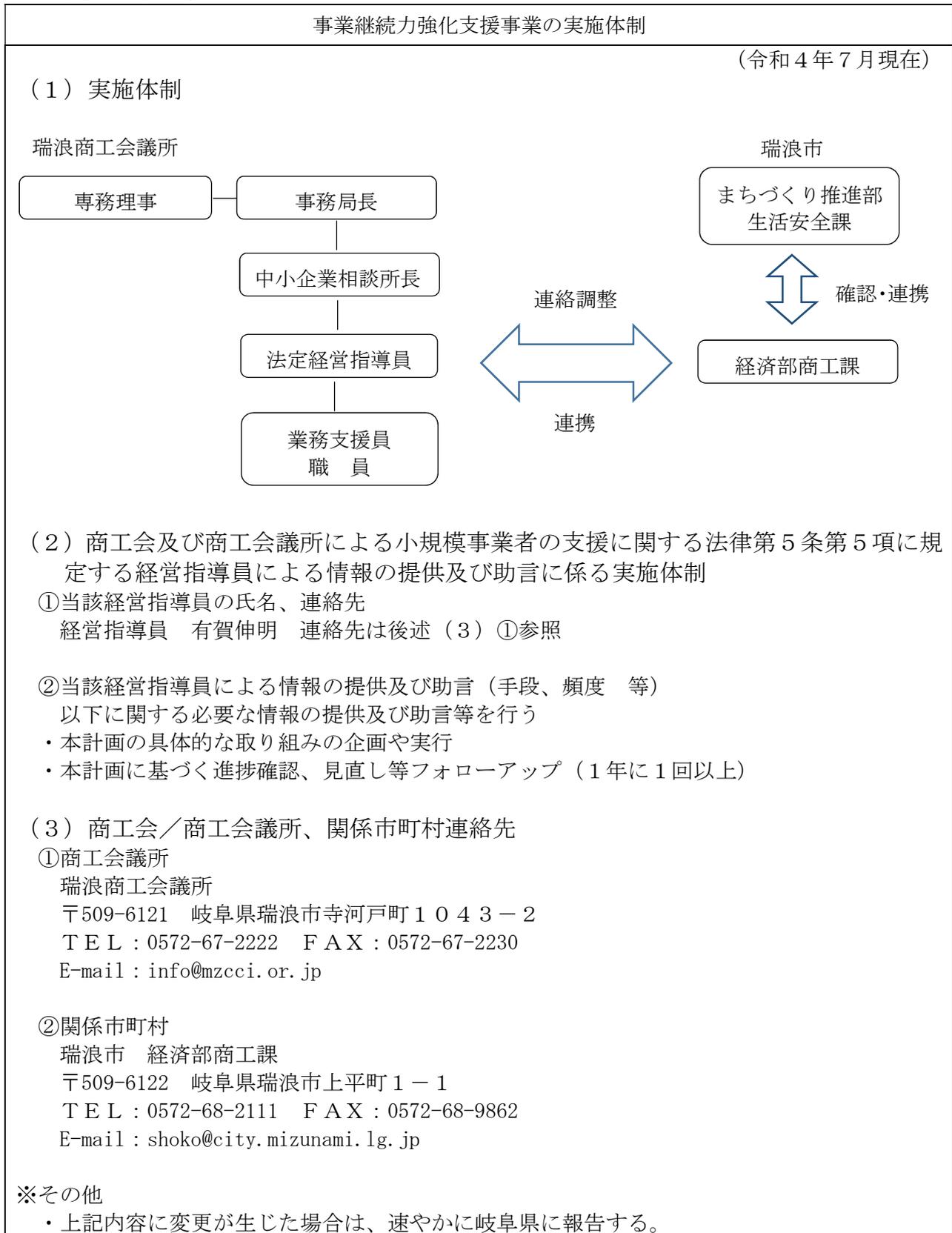
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	500	600	600	600	600
BCP策定セミナー	200	200	200	200	200
BCP策定支援	100	200	200	200	200
パンフ・チラシ作成	100	100	100	100	100
防災・感染対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金、瑞浪市補助金、事業収入、自己財源等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。